

平成30年 第4回天城町議会定例会

第 3 日

平成30年12月20日（木曜日）

平成30年第4回天城町議会定例会議事日程（第3号）

平成30年12月20日（木曜日）午前10時開議

開議

- 日程第1 一般質問
上岡 義茂 議員
- 日程第2 議案第74号 天城町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について 町長提出
- 日程第3 議案第75号 天城町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 町長提出
- 日程第4 議案第76号 天城町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について 町長提出
- 日程第5 議案第77号 天城町B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 町長提出
- 日程第6 議案第78号 平成30年度天城町一般会計歳入歳出予算補正（第6号）について 町長提出
- 日程第7 議案第79号 平成30年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第2号）について 町長提出
- 日程第8 議案第80号 平成30年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第2号）について 町長提出
- 日程第9 議案第81号 平成30年度天城町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算補正（第5号）について 町長提出
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について
閉会

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	昇 健児君	2番	叶 忠志君
4番	島 和也君	5番	大吉 皓一郎君
6番	久田 高志君	7番	秋田 浩平君
8番	上岡 義茂君	9番	松山 善太郎君
11番	鶴 博典君	12番	柏井 洋一君
13番	平山 栄助君	14番	前田 芳作君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 藤井 恒利君 議会事務局書記 宇都 克俊君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久 幸助君	教育長	春 利正君
教委総務課長	基田 雅美君	会計課長	大久 明浩君
社会教育課長	神田 昌宏君	総務課長	米村 巖君
税務課長	岸 恭聖君	企画課長	前田 好之君
保健福祉課長	碓本 順一君	建設課長	昇 浩二君
水道課長	柚木 洋佐君	農業委員会事務局長	上松 重友君
農政課長	福 健吉郎君	農地整備課長	芝田 達士君
町民生活課長	森田 博二君	商工水産観光課長	祈 清次郎君
選挙管理委員会書記長	山田 悦和君	総務課長補佐	中村 慶太君

△ 開議 午前10時00分

○議長（前田 芳作議員）

これから本日の会議を開きます。
直ちに本日の日程に入ります。

△ 日程第1 一般質問

○議長（前田 芳作議員）

日程第1、一般質問を行います。
上岡義茂君の一般質問を許します。

○8番（上岡 義茂議員）

おはようございます。先般通告しました2項目、4点について質問いたします。
1項目建設行政について、1点目について、台風24号、25号による木材、トタン等の未処理が未だに見受けられるが、今後の対応について伺いたい。
2点目、町道の管理について、2項目行政運営について、1点目、鹿児島大学水産学部、農学部、獣医学部との包括連携協定をどのように進めていくのか伺いたい。
2点目、公共施設の運用、使用について伺いたい。
以上、4点について、明確で責任ある答弁を求め、1回目の質問を終わります。

○議長（前田 芳作議員）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。大久町長。

○町長（大久 幸助君）

おはようございます。ただいまの上岡議員にお答えいたします。
まず大きな1項目、建設行政について、その（1）台風24号、25号による木材、トタン等の未処理が未だに見受けられるが、今後の対応について伺いたい。お答えいたします。
台風24号、25号の暴風雨により、町内でも多くの住宅や牛舎等に甚大な被害が発生しました。これらの木材、トタン等の災害廃棄物については、各集落区長の協力を得ながら、各公民館を仮置き場として災害廃棄物の受け入れを実施しました。
搬入された災害廃棄物は、天城町旧クリーンセンターで分別作業を経て、順次、処理しているところでございます。
次に、同じく大きな1項目、建設行政について、その（2）町道の管理についてお答えいたします。
町道管理につきましては、パトロールや各集落の区長さんや町民から情報提供を

もとに現地確認を行い、対応しているところではありますが、管理する道路が広範囲に至るため、情報把握ができない箇所もあるかと思います。今後も、パトロールや情報提供をもとに現地確認を行い、早急に対応して管理に努めてまいります。

次に、大きな2項目、行政運営について、(1) 鹿児島大学水産学部、農学部、獣医学部の包括連携協定をどのように進めていくのか伺いたい。お答えいたします。

鹿児島大学水産学部とは、1年前から情報交換を行いながら水産振興と人材育成に努めているところでもあります。現在、鹿児島大学水産学部の事務長を中心に、農学部、獣医学部を含めた地域包括連携協定に向けて、精査をしながら準備を進めているところがございます。

次に、大きな2項目、行政運営について、その2点目、公共施設の運用、使用について伺いたい。お答えいたします。

公共施設の運用につきましては、旧兼久地区振興センターを社会福祉法人南恵会へ貸付中であります。

旧保健福祉センターにつきましては、平成30年5月1日から平成30年10月29日まで、鹿児島県土地改良事業団連合会へ貸し付けを行いました。また、旧農政局舎につきましては、西側会議室を徳之島用土地改良区に事務所として貸し付けてあります。その他の部分については、農政課、商工水産観光課が利活用を検討しているところがございます。

以上でございます。

○8番（上岡 義茂議員）

1回目の答弁を町長のほうからいただきましたが、随時、台風24号の後の、いまだに残っているトタン、木材等、また、私ども浅間の給食センターの南側の中にトタン等が未だに見受けられる。そして、集落内のサトウキビ畑の中に、まだトタンが見受けられますが、台風24号の後に被災証明書をとって、町長が今1回目の答弁にありましたように公民館に収集をした経緯はあります。そして、被災証明書を出して、その後も回収はしてありますが、今現在残っているトタンと、そして今ちょうど今期、サトウキビも始まり、集落内のサトウキビ畑では、まだ多数のトタン、木材等が出てくるものだろうと思われまます。

その処理のあり方ですが、今後出た場合に、その処理の受け入れはどのようにやられていけるのかお伺いします。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。上岡議員の今の質問に対して答弁を申し上げます。

台風24号については、一応、さっき町長の答弁にもありましたように、各集落に呼びかけをして、やはりその直後、25号が発生というのもありまして、早急に

処分をした分と、それから旧クリーンセンターに仮置きをした分、その分は分別をして、もう処理済みであります。

今、上岡議員がおっしゃる私たちも把握ができていない部分、どこから飛んできて畑に入ったのか、やっぱりこの畑の所有者しかわからない面があります。その中で、やはり私たち町の防災係としましては、被災証明というのを発行すれば、いまでも旧クリーンセンターへも持ち込みが可能であります。そのかわり、今のクリーンセンターにも持ち込み可能であります。その分については個人負担はなし、町のほうに請求が来るようになってはいます。

ただし、やはりこれは町民のモラルの面もありますが、その呼びかけをしたときに、電化製品とかその辺とか、そういう経緯もあります。今回、もう時期的にちょっと過ぎていきますので、その辺の申し出、台風被害だよというのがはっきりわかる中での処理をさせていただけたらと。

一方、また総務課の防災係へ連絡入れていただければ、被災証明は出して、その処理は可能だと思っております。

○8番（上岡 義茂議員）

総務課長、そこなんです。被災証明書をした方が受け入れ、出してやっているのはわかります。けど、トタン、木材等には名前がないんですよね、どこから飛んできたのかもわかりません。その畑の中にハーベスタ等々入ってきた場合に未だに見られます、畑の中に。その被災証明書を出して回収するというのか、地主のやつではないのは確かなんですよね、畑の。だから、そのトタンに名前がないものから、これをどう処理するかという問題なんです。

○総務課長（米村 巖君）

先ほど、ちょっと説明がちょっと足りなかったですけど、被災証明を出すということは個人負担がかからないということです。そういうことで、私たち行政としては、被災証明をもとに持ち込みをすれば町のほうに請求が来ますので、個人の持ち込みの手数料がかからない。だから、今上岡議員がおっしゃる、私たちもどこから飛んできて、そこの誰の牛舎がそこの畑にあるかというのは把握は困難であります。その中で、御足労でも防災担当で被災証明いただいて、その中で処理をしていただければ、個人の負担はないということです。

○8番（上岡 義茂議員）

今から出る木材等に対しても、そういう処理の仕方をできるということによろしいですか。

○総務課長（米村 巖君）

それは、クリーンセンターともお話ししているし、今うちの町民生活課のほうと

も話はしております。

○8番（上岡 義茂議員）

わかりました。

そして、給食センターの南側の山林の中に入っている、地主はわかっているんですけど、町のほうにも電話入れたみたいですが、しかし、大きい、木材とトタンのくっついた大きいやつは、散乱しているのを個人では特に不可能なことがあり、重機を用いらないと取れないような状況です。環境的にも悪いんですが、あの処理は個人ではなかなか厳しいと思うんですよ。その対応を町側でできるものかできないものか、お伺いします。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

基本的には、個人のものについてはできないと申し上げるしかありません。そのような中で、今どうしても撤去が難しいということであれば、やはり地権者、もしくはこの地域の皆さんの、これが防災、きのう秋田議員にもお話ししました、要するに共助ですね。やっぱり皆さん、お互いの結いの精神というのを植えつけるためにも、周りの方々に呼びかけていただいてしていただけたらなど。やっぱり、分別作業を旧クリーンセンターで行っているのを、私たちもその委託をしてさしたんですが、やはり手作業の中でやればできるんですけど、時間がかかるというのはわかります。その辺は、私としては、町がそこまで行ってやりますというのは、ちょっとこの場では申し上げかねます。

○8番（上岡 義茂議員）

立場上、わかりもしますが、あのまま放置するわけにも私はいかないと思っていますので、どうか重機の貸し出しぐらいは、手助け等々はやってもらいたいと思いますが、そののところを臨機応変にお願いしておきます。

2点目の町道の管理のほうに入りますが、今回、4年に1回の選挙もありまして、議員個々に、与名間から西阿木名まで各集落くまなく一円回ったことだろうと思います。私は回りながら、与名間から西阿木名まで集落の町道の表層のあり方も見ながら回りましたが、高齢化社会になって、本当に今の舗装の表面のあり方、特に松原もあります。浅間もあります。各集落個々にありますが、先ほど町長の答弁にありましたように、現地を確認しながらということですが、ある程度の、ここは担当、建設課長になっていますが、ある程度の把握はされています。表層の悪い、土盤の悪い、そして排水の悪いところ等々確認された上で、大体把握されているところがあればお示してください。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

全てとは申しませんが、我々は舗装事業をする場合には、路面正常調査というのを入れ込んで事業の中では実施しております。その路面正常調査の入っている道路と入っていない道路、天城町の総延長32.5kmといわれている町道を、全てが今正常調査されているわけではございません。長い期間かけて、補修等を計画していくものと思っておりますが、何分ことしは、その予算が切られまして、新年度は、その事業がまた復活するというような話を聞いておりまして、悪いところから、その調査の中で、路面の状態、また凸凹の状態等、悪い場所が出た場合には、その事業が適用されるということで、そういうふうな事業をしていきたいと思っております。

また、そのほかに、我々今ずっと公用車を使って、町道の調査をしながら補修しながら、また整備をしながらというのを進めております。その中で、みんながみんな把握できている状況ではないということでもあります。

○8番（上岡 義茂議員）

去年8月、町民と語る会で、議会と町民と語る会を、この4階でやったわけですが、松原地区の、北側から言えば、政ブロックの海岸線とあそこの通り、あそこは非常に悪いですね。生活道路として機能を果たさないような状況なんです、今現在。あそこ、そして私どもの浅間、湾屋洞穴線のあの大きい道路ができてから今議場におられます島議員の前の通り、町長就任して以来、この12年間、何も手つかずですね。そのの、やっぱり思いやりの生活道路、そういうところの調査をしたような形跡も見られない。ましてや西阿木名もあります。各集落箇々、たくさんあります。やっぱり集落内町道のそういう地域住民にとって思いやりのある建設行政でなければ、私はいけないと思っておりますので、来年度あたり、予算の措置ができるのか。これは今の総務課長が建設課時代も表層問題で事業をやったことがあります。集落内、目につくところはやってありますが、そういう要望等があったのか、集落から過去に。あってもできなかったのか、そこのところ答弁お願いします。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

今、議員がおっしゃっている松原、同じ認識だと思いますが、一番海側の一步手前の道路ですか。その道路と、浅間については今回、路面性状を入れてあります。道路状況、大変悪いということは認識しておりまして、今回の路面性状調査に入れてあります。西阿木名については、今そこも入っているのかどうか、道路がどの道路なのかちょっとわかりませんが、ちょっと確認はできておりませんが、松原と浅間については入れ込んで、調査結果待ちということでもあります。

○8番（上岡 義茂議員）

元生活環境でしたかね、排水の事業がありましたよね、集落内の排水の。排水のない箇所も西阿木名には大分あります。前に大吉議員からも、過去に西阿木名の排水問題等で取り上げられておりますが、窪田商店から下に行く、あそこは畑総してある下原ですか、あそこへ行くところの排水等々の問題等もあります、集落からそういう要望はないのかお伺いします。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

正直申し上げて、私は認識しておりません。

○8番（上岡 義茂議員）

多分、何らかの形で役場に要望はあると思うんですよ。各集落の区長もおられます。月の5日、区長会もあろうかと思いますが、そのところで、やっぱり集落の環境のあり方、そして道路のあり方、路面だけではありません。乗用車は通りますが、高さ制限がありますけれども、2 t以上、3 m 5 0 cm以内に木の覆いかぶさっている箇所が各集落、大分ありますよね。これも過去のこの議場で議論しましたが、民間から、私有地から、ちょうど県道に覆いかぶさった木が個人の許可がなければ伐採ができないという過去の答弁ももらっていますが、町道を管理する上で、町道に覆い茂った木は、ある程度、条例化して伐採できるような状況にでも持っていかないと、各集落、車が通れないような箇所が大分あります。議場におられる議員、広報車に乗って走った方全員だと思っておりますが、通れない道が大分あります。その対応を、今後どのように考えていかれるのかお伺いします。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

議員からそういう指摘を何度か議会の中で受けております。そのたびに、個人の所有物である以上は、個人の責任において処理していただきたいということも申し上げております。

その中で、どうしてもできない、高齢になって、もう対応が無理だというところに関しては、建設課で、我々でできない大きな木であれば業者のほうに委託をして、自分たちができる部分は自分たちでやりながらというので実施はしてきているつもりであります。

議員のおっしゃるように、あの集落、くまなく回られたということで、そこまで私どもが巡回できているかといえば、できていない状況でありますので、そういう状況がありましたら、毎回こういうことを言っているんですが、区長さんを通して要請を上げていただければ、現場を確認して、また持ち主さんとの折衝であったり、そういうのは、持ち主さんができないと言うのであれば、その理由等がある程度整

理しないことには、町に言えば全部してくれるんだよという話にはできませんので、ある程度、その現場現場の状況を検証しながら、どうしてもできないと言うのであれば町のほうで手立てをしていきたいというふうに考えております。

○8番（上岡 義茂議員）

課長のおっしゃるとおり、あまりもの大木がありまして、区長を通してやってもらった経緯もございます。サトウキビ時期になりますと大型が通れない。やっぱり個人の私有地の物は、個人で切ってしかるべきだと、私も認識をしております。がしかし、生活道路にかかる道の木の生い茂ったところ、地主ではできないところも多々あります。処分できないようなガジュマル、木々等もありますが、この条例化をしてできないものか、総務課長、そのところはできないものですか。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

町道道路管理条例というのがありますけど、その中に盛り込むかどうか、今建設課長もお話がありましたように、その見解があるかなと思っています。

その中で、私も以前からかかわっていますが、やはり切ってくださいという方はいいんですけど、その中で勝手に触ると、裁判とかそういう中で事例も出てきますので、その辺、十分検証する必要があるのかなと。それで、基準的には、やはり今上岡議員がおっしゃるように、その条例化をして、その分については個人で処理をしてください、その中でできない部分についてやっていくのは、やっぱり示していったほうが、これからの生活環境には十分いいかなとは考えております。その辺も十分、また建設課と協議をさせていただきます。

○8番（上岡 義茂議員）

ぜひですね、今高齢化になって、自分たちでできないところも多数見受けられます。臨機応変、そういうところは行政のほうで指導なりしながらやっていてもらいたいと思います。そして、集落環境の中で、排水面の悪い箇所は要望として上がってきてませんか、排水。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

道路の排水ですか。今、集落環境事業の中で行っているのは、道路舗装を主にやっているところでありまして、まだ集落排水等の事業は、1カ所小さなことはしましたけども、そこまで実績はございません。

○議長（前田 芳作議員）

課長、集落から座談会あたりで要望は出てきていませんかということ。各集落から。

○建設課長（昇 浩二君）

失礼しました。お答えします。

まだ集落からの要望、その環境事業についてという限りではないんですが、確認はできておりません。

○8番（上岡 義茂議員）

集落から出てきていないということは、西阿木名に関して、私がさっき言いました窪田商店から下原に下りるところが、あそこの排水がないですね、課長。大雨のときは個人の畑に流れ込んでいる状況なんです。そのところも把握されて、災害が出る前にやってもらいたいというのがありますが、そこまで金額がかかる問題でもないし、二次災害が起きる前に手立てをすべきだと私は思っておりますが、来年度あたり課長のほうで予算措置できるのかお伺いします。

○建設課長（昇 浩二君）

事業でというわけにはいけないということで、私たちその集落環境整備事業というのがありまして、町単事業であります。毎年度毎年度、ある程度の予算はいただいております。その中で、継続してやっている場所もございますが、集落をまんべんなく、その予算の範囲内でやりますので、優先順位を決めてやっていきたいと思っております。

また、その西阿木名の箇所については確認をさせていただきたいと思っております。

○8番（上岡 義茂議員）

是非お願いをしておきます。

続きまして、町道の管理については、しっかりと各集落に区長さんもおられますので、連携をとりながら、町道の管理のあり方、そして高齢化になっています。押し車等々で支障の来さないような思いやりをもって、表層路盤の整備に当たってもらいたいと思っております。

続きまして、2点目の、鹿児島大学水産学部、農学部、獣医学部との包括連携をどのように進めていくかについて伺ってきたいと思っております。

鹿大との、昨年からもう1年を回りましたが、水産学部の学部長、天城町に来られまして、この包括連携のことにいち早く取り組んでもらいたいという思いがあつて今日まで至っておりますが、商工水産観光課を窓口にして、これを進めてきたわけですが、今現在、ことしの4月から商工水産観光課のほうに益子先生を地域おこし隊というような形で呼んで、ある程度の実績は、私は出てきているのかなという思いをしております。

やっぱり島に、天城にも獣医学部を卒業した若い獣医の先生もいらっしゃいます。そういう人たちの将来の活躍の場を広げるためにも、そしてまた島の人材育成のた

めにも、私は一日も早く、この包括提携の協定を望んでいるものでした。もう1年余りたつ中で、今後どのような形でこれを進めて、一日も早く、この天城町、ひいては徳之島のために、この協定を進めていくのかお伺いをいたします。

○商工水産観光課長（折 清次郎君）

お答えします。

昨年、鹿児島大学水産学部、新潟県の長岡技術科学大学、東京海洋大学の先生方が来島の上、島内の公的施設や民間施設の視察を行いました。その際に、徳之島の水産業の可能性、そして陸上養殖等についての意見交換を行いました。その後、鹿児島大学水産学部の事務長を中心に交流を深めながら情報を共有し、先ほど御質問のある地域包括連携協定に向けて、諸準備を進めているところであります。

鹿児島大学には、鹿児島大学の練習船であります南星丸も5月30日に平土野港に初寄港いたしております。その後、大学内に産学・地域共創センターが開設され、何名かの先生方が来島いたしております。この中には、水産学部以外に農学部の専門の教授もいらっしゃいます。

水産振興を進めていく上で、この水産学部と連携を図ってまいりましたが、年明け、このような環境が整いましたら、早々に鹿児島大学水産学部、農学部、獣医学部の3学部と地域包括連携協定を早い時期に締結し、いろいろな諸問題の解決、発展に取り組んでいきたいと考えております。

○8番（上岡 義茂議員）

今、商工水産観光課課長から言われましたように、私は一日も早くこれを望むものの一人として、もう約1年になろうかとしています。早急に、私は大久町長時代にこれを締結すべきものだと思っておりました。来期、新町長が誕生した際は、早急にこの締結を結んでももらいたい。そう時間あるものでもありません。この締結するに、やっぱり3年して、1年、1年の更新で、天城町、そして強いて徳之島町、伊仙町、徳之島全体の問題として取り組んでももらいたい。このやっぱり大学と協定を結ぶというのは、民間ではありませんので、しっかりとした国の予算措置もできます。そして、町職員、執行部の皆さんと鹿大との交流、そして若い学生たちの将来の進路等々、マイナスになる点の一つもないと思っておりますので、天城町、そしてやっぱり徳之島の発展のためには、私は、この問題は、なくてはならない問題だと思っております。しっかりとその点については頑張ってもらいたい。

町長にお伺いしますが、町長、今後引き継ぎされる上で、次期新町長になられますもとの副町長には、しっかりこの継続、引き継ぎをされて、一日も早く音頭をとってもらいたいと思っておりますが、町長の見解をお伺いします。

○町長（大久 幸助君）

私もおっしゃるとおりで、農業関係については、いろいろと補助をしたりと進めてまいりまして、農業生産額も少しずつよくなってきておりますが、水産については、本当にゼロの状態であります。今、非常にいいことに、鹿児島水産学部の事務長さん、一生懸命になっていただきまして、先般もこちらにおいでになってまいりました。その中で、旧国営ですか、あそこの事務所、あそこもごらんになりました。それで、どういうふうにすればいいかなということなどもおっしゃってまいりまして、これは今、真剣になって考えていらっしゃいますので、私たちもやはり真剣になって取り組んでいかなきゃならないと思っております。

それで、私も時間がもうないので、このことについては、引き継ぎ書のほうにきちんと書いて、次の森田新町長に一日でも早いうちにこれをものにしていただきたい。あわせて、あの中に、今農政課が進めておりますが、いわゆる直売所ですか、こうしたものとあわせてやっていけば、非常に新しい道が開けてくるのではないかなと思っておりますので、きちんと引き継いでまいります。

○8番（上岡 義茂議員）

ぜひ、町長の思いもあろうかと思っておりますので、ぜひしっかりと引き継ぎをされて、一日も早い締結に協定が結ばれることを望んでおります。

この件に関しては、これで終わりますが、続きまして2点目の公共施設の運用、使用についてお伺いをいたします。

私、町長、今1回目の答弁にありました平土野旧保健福祉センターの跡地について答弁がありました。私がお伺いするのは、防災センターの運用、これは、選挙期間中のことでありまして、あそこの使用のあり方についてをお伺いします。

いち特定の候補者から防災センターの使用願が出て許可をしてありますが、あそこの運用であります。私、あそこはやっぱり町長の思いがあって、防災センター、医療センター、保健センターが建設され、そして防災センターには生涯学習室も設けてあります。あそこがどういう目的でいち候補者から使用願が出されて、許可をしたのか、そこのところ経緯をお伺いします。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

防災センターにつきましては、事業的には防災センターという中での項目でいたしました。その中に、生涯学習推進室を入れながら、町民が、防災プラス町民がいかに利用できるかということで、オープンスペース、多目的施設という形の中での取り扱いで、今回、何日ですかね、11月の3日ですかね、そして10月の31日に使用申請が提出されましたので、その中で、まあ別にそういう縛りはない、多目的という中での使用料を取っての施設利用ということで借用はさせたということで

理解していただきたいと思います。

○8番（上岡 義茂議員）

使用願、使用目的は出ています。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

申請の中では、森田弘光後援会女性部決起大会ということで出ております。

○8番（上岡 義茂議員）

女性部の後援会の決起大会という目的で出たということですが、これは法的に私も違反もない、何もないと思ってはいます。がしかし、生涯学習室を兼ねた防災センターでありますので、ああいうところでこういう目的に使われたのは、私はいかがなものかなという思いがいたします。こういう前例をつくった場合に、総務課長、いいですか、前例をつくってしまったわけですよね。私に言わせたら、この決起大会というのは、いち特定の候補者ですよ、私に言わせたら、これは後援会活動かもしれませぬ。そこに許可をする人たちの真意がわからないんです。そういうときに、これを許可したのは、町長と総務課長、総務課のほうが、担当課であります。総務課のほうに願は出ると思いますが、許可するには町長と総務課長だけでいいわけですか。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

天城町の防災センターの設置及び管理に関する条例という中で、業務とか使用許可、第6条に使用許可というのがありますので、それにのっとって、私たちは申請が出ましたので、それによって許可をしたということで、決済は町長ということで、町長が認めれば使用はオーケーということの、条例に基づいた申請でしたので、許可をしたということです。

○8番（上岡 義茂議員）

まあ、後援会活動ですよ、私に言わすと、あの中身的なものは選挙運動まがいですよね、はっきり言って。ああいう施設、ああいうことをさせていいのかということなんです。過去に中央公民館の中で、そういうのをやった経緯があります、ないでしょう。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

中央公民館の位置づけの中では、社会教育法という中で、第23条の中に、やはりうたわれております。特定の政党の利害に関する事業を行い、または公私の選挙に関する特定の候補者を支持することには貸し出しはということで、うたわれてお

りました。その中で、先ほど申し上げた防災センターの管理使用の中での条例からすると、私たちとしては申し込みがありましたので、その中で、やはり貸し出しをしたということで、今までの中央公民館という位置づけと防災センターの位置づけというの、ちょっと条例、ここで今上岡議員がおっしゃる中で、そういう事例ということなんですが、その辺は、また議論しながら進めていけたらなとは思っております。

○8番（上岡 義茂議員）

中央公民館のことを取り上げて言いましたが、中央公民館の建てかえに、そういう事業がないものですから、あそこの生涯学習を兼ねた防災センターを取り入れて、そこに生涯学習センター室を設けたわけですよ、総務課長。だから、私は言いましたよ、法的に何も違反はないと。倫理的、常識的に考えた場合ですよ、こういう事例をつくってしまったら、今後あそこはどういう場になります。その判断がつかなかったのかなという思いですよ。

4年後、衆議院選挙、参議院選挙、また町長選、4年後もありますよ、そういうときにあその場を、今回のような提供しますかということですよ。使われかねないでしょう。そういう事例をつくった場合に、いいんですか、それで。天城町の顔としてつくったわけですよ、あそこを。今後、今回の形で今後使われるようなことがあってはならないと私は思っていますので、こういう質問をしているんですよ。今後、あそこをそういう状況で使っていいんですかということなんですよ、いいですか。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

上岡議員がおっしゃられることは、わからないことではないんですが、今私たちも要するに申請を受けての中で、今後のことについては、やっぱり議論をしながら、また改善できるのは改善しながらいくとかですね、その辺はやっぱり必要かなと思っております。申請が出てきた点では、私たちがここまでは考えていない、要するに公的の集落もいろんな形で使っていますので、そういう感覚的なこともありましたので、その辺は、今後使う、使わないというのは、ここでは申し上げられません。

○8番（上岡 義茂議員）

私に言葉を返して言わせれば私物化ですよ。職権乱用じゃないですか。お互いのある程度の税金を投入しているわけですから、ああいう公の場をそういう特定のものたちに使わせては、私はいけないと思っております、常識的に考えて。今後、ああいう貸し付けのあり方をしては思っていますので、しっかりとした物の考え方を

してもらいたい。

その目的は、後援会出動ということだと、決起大会かもしれませんが、そういう場所はそういう場所でしてもらいたい。ああいう場所を提供したのは、私はあってはならないと思っていますので、今後一切そういうことのないように、いかなるときでも生涯学習室を取り入れた場所です、あそこは。天城町全体の生涯学習の場ですよ。選挙運動まがいのようなものに使わせてはならないと私は思っていますので、そここのところの認識をしっかりとってください。

町長にお伺いしますが、そういうところも今後あってはならないと思いますので、町長、どういうお考えなのか。

○町長（大久 幸助君）

先ほど総務課長からもありましたように、まず中央公民館については、いわゆる特定の政党に関するものについては貸してはならないという社会教育法がございます。そしてまた、その中に、宗教に関するもの、特定の宗教を支持したりするものについては貸してはならない、公民館。あそこは公民館では、つくるときに公民館ではなくて、あの中に生涯学習関係があります。あれはいわゆるヤドカリとして宿を借りて置いてあるだけのものであります。

それでもう一つ申し上げますと、いわゆる防災センター設置及び管理に関する条例というのがあって、この中には、こうしたものについては書かれてございません。したがって、多目的にいろんな形で使用ができる状況になっております。

ただし、あれを壊したりとか、いろいろと危害をさせたりするようなおそれのあるものについては判断をし、貸してはならないというのが条例の中にございまして、今回、両候補が使ってもいいわけですし、そういう、一方だけがやったからこういう形になったと思うわけですが、両方ともやっぱり町民に知らせる、そういうことであれば、あそこを使ってよい、そういう状況であります。何々はだめですよ、これはだめですよというものはございません。

○8番（上岡 義茂議員）

私はね、町長、法的に何もないから、それは理解できますが、政治活動の場としてあそこを使ってもらっては困ると思うんですよ。生涯学習室を設けてやっているわけですから、今後、政治的問題であその場所を使用提供するというお考えですか。町長は、今回限りでかわりますが、そこに残られる総務課、担当の部署でありますので、総務課長にお伺いします。今後、政治活動であその場を、今の町長の答弁のように使用させるわけですか。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

政治活動、いろんな政治報告会とか、その辺の中では、国会議員、要するに県議、それから町議の皆さん、町長ですね、その中での政治報告の中では、政治活動の中では、私はいいとは思っております。後援会の中でというのと、今上岡議員がおっしゃるのは、私も十分理解をしていますが、一個人に貸すということではなく、団体という取り扱い。だから、平等性というのをすれば、要するに私はオープンで申請により貸してもいいとは思っております。でも、政治的目的、この目的よっての判断というのは、やはり使用申請が出てきた時点でしなければいけないのかなとは思っております。

○8番（上岡 義茂議員）

そういう判断で今後行くというわけですね。こういう事例をつくったのに対して、今後そのように、両陣営が申し込みしたら両陣営とも使わずというような、あそここの場をそういう場に使ってもらっては困るという私の思いというのは届かないわけですね。いいですか。

私に言わせたら、後援会活動や決起集会というのは、その候補者個々に自分たちの事務所あたりの自分たちの場所でやるべきものであって、生涯学習室を設けたああいう場所で今後一切やってもらいたくないという思いがあるんですよ。特定の団体に使わずとか、両陣営に使わずとかそういう問題ではないとは思っていますが、そのところ、しっかりあそこの使用のあり方について、運用のあり方について見直してください。

○総務課長（米村 巖君）

お答えします。

政治的ということで、選挙となれば、その辺の中では、今上岡議員がおっしゃるように、その使用、要するに条例を見直すのもあると思います。先ほど社会教育法にもありましたように、そういう公共の場という中であるのであれば、今後はこれをちょっとまた、しながら、また中身を精査していきながら、できたなどは思っております。

でも、政治的なこととなれば、（「選挙、選挙」と呼ぶ者多し）選挙ですよ。今選挙ということでなれば、その辺は先ほど申し上げたように、申請が出てきた時点で、やはり判断をすべきと思っております。

○8番（上岡 義茂議員）

私が言ったのは、判断をすとかしないとかいう問題じゃないんですよ。しないでもらいたいと言っているんですよ、私は。今後一切。今回みたいな事例をつくってしまっているからね。事例をつくってしまったから、今後もあり得ると思って、あってはならないと思っているから。そのところ、ちゃんとしてくださいという

要望なんですよ。受け入れることができないわけですか、私が言っていることを。後援会活動であれ、私は選挙運動と見ているわけですので、私の見解は。今後一切、あそこでそういう貸し付けをしないというものを求めているんですよ。総務課長の判断です、あとは。

○総務課長（米村 巖君）

その辺は、先ほどから言っている、管理条例の改定とか、その辺もありますので、その中身の修正をしながら、今後いかなければいけないんじゃないかなというのは、先ほど申し上げたとおりであります。ただ、この場で、だめですとか、その辺は今管理条例の中で、私は申請をしましたと言っていますので、その辺は、今上岡議員の今日のその質問の中を踏まえながら、今後はこの中身をまたどうしていくかというのは、また私に課せられた義務だとは思っております。

○8番（上岡 義茂議員）

だから、教育委員会あたりも、あそこに生涯学習室をつくってやっているわけです。ああいう場を、今後使用しないような物の考えであってほしい。

教育長に伺いますが、ああいう場所をそういうものに使っていい、法的にはありませんが、今後、やっぱり生涯学習の場として今現在やっているわけです。公民館法というものではやっていけないと。条例的にはありますが。そここのところを盛り込めば、今後一切あその使用は許可しないようなものになってきますので、その協議をちゃんとやって、今後そういう使用のあり方は、私はやってはいけないと思っていますので、総務課、そして教育委員会とそういう協議をして、使用しないような方向性で持っていけますかね、そこをお伺いします。

○教育長（春 利正君）

お答えをいたします。

現在、教育委員会は、生涯学習室として借用しているということで経過しております。教育委員会としましては、やはり政治的な中立の立場にありますので、また今後、そういうことを踏まえながら協議をしていきたいなと思っております。

○8番（上岡 義茂議員）

総務課長、いいですか。そういう立場上、総務課としても、後は、今回の事例にあったような使用はしてないように、方向性で考えられますか。

○総務課長（米村 巖君）

先ほどから何遍もお話ししていますが、それは私的にも、条例を承認受けた以上は、その中での中身を失うから、ここで私が言ってしまうと、また条例違反という形になりますので、その辺は、先ほど申し上げているように、ちょっとお時間をいただければということ。

○8番（上岡 義茂議員）

それと、いいですか、このシルバー人材の入っている建物は公共施設に当たります。

○総務課長（米村 巖君）

はい。シルバー人材センター、旧紬センターですかね、紬育成センターかな、その辺は公共施設の中に入っております。

○8番（上岡 義茂議員）

あそこの管轄はどこになっています。たしか保険福祉センターだと思うが。

○議長（前田 芳作議員）

しばらく休憩します。11時10分より再開します。15分だな、15分にしましょう。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（前田 芳作議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

シルバー人材センターにつきましては、保健福祉課の管轄となっているところで

○8番（上岡 義茂議員）

課長、あそこの管理はもう、シルバーに施設だけあって、あそこの使用・運用に関しては向こうがもうシルバーに一任しているわけですね。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

シルバー人材センター自体が独立した団体となっておりますので、今のお話のとおりです。

○8番（上岡 義茂議員）

たしかあそこは町から、年間700万円の補助が出ていると思いますが、間違いないですか。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

保健福祉課のほうで補助金を補助しているところです。

○8番（上岡 義茂議員）

そこで本題に入りますが、あそこに、入り口のほうに特定の議員候補、特定の町

長候補のポスターが貼られています、選挙期間中、御存じでしたか。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

把握しておりません。

○8番（上岡 義茂議員）

多分、町長も総務課長も知らないと思いますが、あそこの入り口に、特定の議員と特定の町長候補のポスターが貼られていました。ああいう場所、公共の場所ですね、あそこは。間違いないですよ。公共の場所にそういう選挙期間中に、特定にポスターが貼られるというものはいかなものかなという思いがしますが、貼られていたのは事実です。そこのところの指導を今後どうするのか、お伺いします。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

当然、補助金を出している町サイドとしては、運営上、瑕疵がないかどうかのところはしっかり指導していかなければいけないと思っていますので、また、シルバー人材センターのほうと協議は重ねていきたいと思っていますところ。

○8番（上岡 義茂議員）

ああいうシルバー人材センター、はっきり言って、弱い人たちを手助けする場だと私は思っております。そういう場所に選挙利用されたら、はっきり言ってあそこに公金を投入しているわけです。特定の候補者等々のポスターを貼るとするのは、非常識まがいのことですよ。そこに補助金を出すということ自体、私はおかしいと思っております。

今後、ああいう場所にああいう利用の仕方をするんだったら、補助金を全額切ってください。どういう指導をしますか。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

まだ、シルバー人材センターのほうの話を聞いていない今の状況ですので、ここでどうこうというのは差し控えさせていただきたいと思います。

○8番（上岡 義茂議員）

やっぱり、選挙も公平・公正でなければいけない。議場にも、現在12名ですが、今後14名の議員が誕生してくるわけです。選挙はやっぱり公平・公正に、公金を使ったような選挙運動はやめてもらいたいというのがあります。

町長の見解をお伺いします。ああいう場所で、特定の選挙運動まがいのようなことをされてはという思いがありますので。

○町長（大久 幸助君）

選挙期間中のポスターを貼る、いわゆる掲示をする場所がちゃんと決まっております。

ますので、それはおっしゃるとおり、どこにでもやってはいけない。しかも、そこに補助している場所、そういうところにはいけない。今後、それが事実であれば指導していかなくやいけませんし、今後もやっぱりやってはいけないと、そのように思っています。

○8番（上岡 義茂議員）

私はある方から、あそこに選挙期間中、ポスターが貼られている。町長候補、一議員候補、ポスターが貼ってあるのは事実です。そのところに公金を出すというようなことはあってはならないと私は思っております。ましてや、弱い立場を利用したようなああいふ施設を、特定の候補者が選挙運動に使うような施設であっては、私はならないと思っていますので、あその職員の指導、だれが貼ったかわかりません。そのところを、徹底した指導をお願いしておきます。もう一度、見解をお伺いします。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

今、上岡議員がおっしゃっていた思い、しっかり受けとめながら当たっていきたいと思っております。

○8番（上岡 義茂議員）

ぜひ、行政を預かる町長以下課長の皆さん、やっぱり公平・公正に物事をなさなければならぬと私は思っておりますので、今回は本当に、町長が後継者指名をしたという形の町長選挙でありました。そういう後継者指名をしたというものに対して施設のあり方、そしてもののあり方、私からしてみれば、私物化同然のようなことをしているようにしか思えませんでした。今後、そういうことのないように、しっかりと行政のあり方、運営のあり方をやってもらいたいと思っています。

厳しく申しましたが、やっぱり、今回のような天城町を二分するような町長選挙になりましたが、このしこりが今後一切ないように、そしてやっぱり、公正・公平な行政運営がなされることを切望しています。

そして年末、あと残すところ11日となりました。皆さん、健康に留意され、そして健康で新年を迎えることを祈念いたし、そしてまた、年度内のサトウキビの操業も始まっています。30年度、31年度のサトウキビの収穫時期にも入っています。機械化も進み大型化し、ハーベスター等となっていますが、全員が無事故で怪我のないよう、そして、いい年を迎えられるよう祈念をいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（前田 芳作議員）

以上で、上岡義茂君の一般質問を終わります。

△ 日程第2 議案第74号 天城町長等の給与等に関する条例の一部
を改正する条例について

○議長（前田 芳作議員）

日程第2、議案第74号、天城町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（大久 幸助君）

議案第74号、天城町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

内容につきましては、天城町長等の給与等に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものです。

内容は、私の政治公約での1つで、財政の健全化を目標に掲げました。取り組みといたしましては、平成19年7月から、町長月額69万3千円から7万円を減額して62万3千円、副町長の月額を55万2千円から4万5千円を減額して50万7千円へ、教育長の月額を52万7千円から3万7千円を減額して49万円への減額を現在まで行ってまいりました。今回の退任に伴い、現行の月額に改正を行うものであります。

御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（前田 芳作議員）

これから質疑を行います。

○9番（松山 善太郎議員）

私からは3点、お伺いをしていきたいと思っております。

これ、19年の7月1日からということでしたが、19年7月1日の時点で、この議場にいらっしゃった課長さん方いますかね。この時点。19年の7月1日。大久町長になってすぐです。この議場にいらっしゃった課長さん方いらっしゃいますかね。1人もいないんですね。

じゃあ、いきさつをちょっと、町長が思い出し思い出しでも結構ですが、これ一旦3月に提案したんですが、覚えておいでですか。

○町長（大久 幸助君）

はい、覚えております。

○9番（松山 善太郎議員）

こういったいきさつがあるけどですね、大久町長の政治公約として、報酬を、給与を下げると、これが1つの選挙の売りでもありました。見事に功を奏しましてな

ったんですが、3月の議会で10%給与を下げるということで提案いたしました。それは大きな政治公約だから、10%はどこでもやっていることだということで、せめて15%はやるべきじゃないのということで、一旦、否決になりました。これも、課長さん方だけじゃなくて、向こうからこっちの列の議員の方々も御存じありませんので、一応、いきさつをちゃんと述べとかないと、これ反対する理由ですのでね。しばらく長くはなりますが、もし違ったら町長、そこは違うよということで、いつでも結構です。

6月に再度提案しました。やはり、内容はほとんど変わりません。10.1とか8.0幾らとかですね。その端数処理をした分で、このように、この金額に持ってきました。

そこで、やはり、当時反対なさった方々、かなりいらっしゃいます。そこでひとつ、最後に、今度、夢破れました柏木君がこういったことを申しております。「せめて5%上乘せするべきじゃないの」と。だから、考えるということでこの議案は通っております。7月1日に実施になりました。ここまでは普通ですね。

このときに町長ね、職員にも、かなりの痛みを与えておりますが、覚えておいでですか。職員の給与ですね。給与がカットになった分がかなりあるんです。そこを覚えておいでなのかどうか、これ今回のポイントです。

○町長（大久 幸助君）

職員の給与の件も出ましたね。しかし、私は職員の給与は減額しないよということで、あの当時、覚えております。

○9番（松山 善太郎議員）

給料はさわりませんでしたかね、かなりの部分をさわっております。

特地勤務手当というのがございました。いわゆる地域手当ですね。覚えておいでの方もいると思いますよ。実際に、給料が下がったわけですからね。この特地勤務手当、いわゆる天城町の職員であるというだけで1千860万円という手当がございました。このときに、これを0にしましたね。痛みを分かち合おうということで0にしました。

もう1つです。管理職手当ですね。当時470万円ございました。これも233万円に下げました。これ、当初予算ベースですよ。町長がなる前となつての後ですね。

もう1つ、保育士手当というのがございました。364万円ですね。これも約半分の186万円にしました。これは町長の公約であります財政改革の断行という部分です。ここも、こういった痛みを職員の皆さんも伴っているんです。そのとき、保育士に至っては、特地勤務手当の3%、保育士手当の5%、このときに8%も給

料下がったんですよ、この時点で。やはり、そういった痛みを分かち合っているわけですね。

これは町長と直接は関係ございませんが、私たち議員も、この年に、18名から今の14名にしております。4名の定数減です。こういった痛みを全部で分かち合ってきたんです。

さらに、覚えておいでですかね、21年度、22年度、この時点で出張の日当をなくしました。2千600円。そしたら、職員がまず音を上げましたね。出張したら赤字になると。日当がなくなった分、飛行機も実費しか出ません。旅館費も大体実費しか出ません。バスも実費しか出ません。せめてあったのが2千600円という日当だったんですね。これもなくなった。職員が根を上げて、23年度には、その2千600円が復活しました。23年度からですね。今の旅費の体系に変わりました。そのときに私たち議員の手当でなくなったのがあります。私たち、きょうはこうして出ると、その当時1千500円ずつ日当がついてました。これも出張旅費と一緒になくしました。それは復活しないでそのままです。

20年、町長がこの給与を断行するまでは、私たち、こうして出たら、毎日1千500円日当がついてたんです。今のところ0です。弁当食べたら全部手出しになっています。それはそれで結構でしょう。覚悟の上でやったことですからね。

私が申し上げたい本題は、なぜ全部で痛みを分かち合ったのに、町長だけ給料を上げるかということです。町長と副町長、教育長だけ。これはね、理にかなってないと私は思っております。やるのであれば、町長の半分をもとに戻す。ほか、その当時下げた部分も、せめて3分の1は元に戻す。1千800万円なくしたんだから、せめて600万円、保育士も180万円ぐらいなくなってますから、せめて90万円ぐらいは元に戻す。管理職手当は考えようによります。私に言わせると、まあここまでは、管理職というのは弱者ではありませんので、全部で広く薄く、そういうぐあいに痛みを分かち合ったところは、少しだけでも、やはり元に戻しながら、一緒にやるべきじゃないというのが私の言い分です。私の意見です。この件について、まず、町長のお考えを聞いてからにしましょうね。職員のこの部分については、御存じなかったと思うんですよ。お願いします。

○町長（大久 幸助君）

まず、私の給与について申し上げます。

鹿児島県の市町村の中で、例えば、十島村や、それから三島村やあるいは大和村、こうしたところも含めてですが、今一番、鹿児島県で最低の状況にあります。今のうちに、あの当時下げましたので、私は、これからやめるということなんで、元に戻して、次の町長がまた判断をどうするかということさせるといのが、私の考

えだと思っております。

今ありましたことについても、それは当然ですが、これもやっぱり、そのことについて、当時議会でも認めていただいたわけですが、これもやっぱりいけないなど思うのであれば、これからまた、そこは考えて、次の町長時代にまた考えていただければなど。まずは、私が自分のものについて、下げたものについては、これは元に返したほうがいい。そして、次の町長に判断をしていただくと、そういうふうな考えであります。

○9番（松山 善太郎議員）

町長、私がね、今お聞きしているのは、それは町長のおっしゃっていることは十分わかりました。最初からね。私が申し上げているのは、職員もこのようにして1千860万円、240万円、180万円、420万円ですからね。約2千400万円ぐらいですかね。職員もこの当時、こういった痛みを分かち合ったということを、町長が今、私が説明するまでわかっていらっしゃったのかどうかということを私は聞いていますよ。ひょっとしたら、わからなかったんじゃないですか。お忘れになっていたのか。

○町長（大久 幸助君）

あの当時、議会でいろいろもんでおりましたので、わかっております。

○9番（松山 善太郎議員）

それとですよ。私たち、自分のことは余り言いたくないんですがね、私たちの給与も、途中でですけどね、23万4千円だったのを、皆さんに合わせてですよ、職員の皆さんに合わせて私たちも7%、23万4千円だった給料を21万7千円にしました。ここら辺からはわかっております。私たちが給料を、報酬を下げたというの。234だったのが21万7千円にしました。ここら辺からはわかっております。私たちが給料を下げたというの。234だったのが21万7千円ですね。非常に覚えやすい。7%です。7%を私たち、自分の報酬も削っております。

ですからね、そういうぐあいにして全部で痛みを分かち合ったわけですよ。それをね、三役だけ、元を言えば、三役プラス教育ですね。ここだけ元に返すというのは、どうも腑に落ちない。やるのであれば、一緒にもう少し議論を深めてから、こういったこともあったよというところ、全部で共通認識を持って、給料を上げる、下げる、元に返すとかね、こういうのは、もうちょっと議論を深めてやるべきものであって、急に出したからやってくれと、これやはり、いいときに私、一般質問が最初でありましたよ。これのずうっと会議録から見て、議案綴りから見て、探すのはなかなか難儀なんですよ。私が言っている数字に、ほぼ間違いはありません。

ですからね、私はここはどうも、私たちの給料も、4千万円だったのが3千

750万円に、年間300万円ぐらい、私たちの議員の報酬も、この時点から下がっておりますよ。たかだか1万7千円ですけどね、12カ月で17万2千円ずつで20万円、あとボーナスが少々ですからね。1人当たり30万円弱ずつぐらい、年間で300万円ぐらい、私たち自身の給料も下げてるわけですよ。

自分の給料を元に返すなんてやばなことは申しませんが、やはり、こういうのもうちょっと慎重にすべきだと思います。できれば、次の町長に上げる時点から、上げたのを下げるんじゃないかと上げて上げる時点から、次の町長に判断をしてもらいたいというのが私の言うことです。

最後に1点だけ。この町長になれる森田君はこれ、この件、知ってますかね。給料が上がるというのを。それは総務課長がいいでしょう。連絡をとってあるのか、本人の了承をもらっているのかどうか。総務課長で結構です。

○総務課長（米村 巖君）

お答えします。

新町長には連絡はとっておりません。承認というか、こういう給料を上げますよというのは、話はしておりません。

○議長（前田 芳作議員）

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

これで質疑を終わります。これから討論を行います。

○9番（松山 善太郎議員）

理由は今おっしゃったとおりであります。時期尚早。やはり、こういったのは、もうちょっと、この議場にいる課長さんをやっぱり含めまして、全員の共通認識のもとに、こういったいきさつがあったよと。こういうのを全部でわかって判断すべきものであって、今日、ここで決めるべきものではないと思っております。

ですから、今日のこの件に対しては反対であります。

○5番（大吉 皓一郎議員）

実は、この当時、総務課長をしておりましたのは私であります。非常に財政が厳しくて、基金が1億9千万円ぐらいしかなくて、今年みたいに災害があったら、何もできないよという総務課の背景のもとにこういうふうな、本当に悩んだ末、みんな、私も行政改革の断行ということでこれをしたわけですが、職員の皆さんに対して本当に申しわけなかったなと思うんですけど、そのかわり、私は総務課長になって、普通、総務課長になったら1号級上がるんですけど、1号級も上げませんでした。

それと、国保に対して繰り入れをも、もうできない状態、いろんな水道課とか、できない状態でしたが、それをどうしてもということで、300万円ほど入れたんですね。そうしたら、みんなから、議会から、それは、こんな厳しいときにやるべきじゃないと、自助努力させなさいということで、賃金カット10%させてもらいました。私と、その当時の課長でした。

ですから、こういったことを今、松山議員が言いましたけど、特地勤務手当、管理職手当、保育士手当、非常に皆さん、町長もみんな、財政改革の断行ということで、みんな、先ほど言われたとおり、難儀なことを、分かち合っただけで、やってきました。その時期があっただけで、初めて今、こういうふうな基金もできております。そういったことで、ぜひこれも、一緒に上げるべきであって、一方的にだけというのはちょっと好ましくないんじゃないかということで、私はこの条例に対して反対をします。

○6番（久田 高志議員）

私は賛成の立場から討論させていただきます。

松山議員、大吉議員がおっしゃられていることも理解はできます。ただ、この条例と手当の件は別の問題だと認識して、私の体験でいくと混同しているという判断でございます。

やはり、先ほど出た手当の問題やら議員報酬の件等々は、しっかりと次の議会あたりで、一般質問当たりで取り上げていただいて取り組んでいく、次の方にゆだねると、そういう形が妥当ではないかと思っております。

大久町長において、3期12年間の、やはり1つの区切りとして、しっかりと元に戻すべきものは元に戻して、その後の判断は次の方にゆだねるという見解のほうは私は妥当だという考えから、賛成の立場から討論させていただきます。

以上です。

○9番（松山 善太郎議員）

今、聞き逃さないことがあったんですけどね。報酬と手当と別に混同しているわけではありませんよ。

○議長（前田 芳作議員）

討論は1回ですので、これで採決します。

ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

討論なしと認めます。

これから議案第74号、天城町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

について採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。（「ちょっと待って。こういうことに決めていいの。こういうことを。私は前もって……」と呼ぶ者多し）討論出ているから、今はもう議案も審議したから、これでいいわけです。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田 芳作議員）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第75号 天城町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（前田 芳作議員）

日程第3、議案第75号、天城町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（大久 幸助君）

議案第75号、天城町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明します。

内容につきましては、平成30年人事院勧告により、天城町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求めるものです。

内容といたしましては、給料表及び特別級勤務手当等の引き上げを基本に改定を行うものあります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（前田 芳作議員）

これから質疑を行います。

○9番（松山 善太郎議員）

宿日直手当の改定があるんですが、今現在、どのような形で支払われているのか、お聞きします。

○総務課長（米村 巖君）

今、宿日直職員が直接携わっているのはないんですが、委託ということで、4人の方に委託をしております。

○9番（松山 善太郎議員）

あのね、総務課長ね、質問するぐらいだから、予算書ぐらいは見て来ていますよ。委託しているというのはわかっている。5322という金額もおさえている。どの

ような形でお支払いをしているのかということを知っている。

例えば、夜が幾らとかね、土日を1日中勤務したら幾らとかね。そういった基準があるのかどうかということを知っています。この改定自体が4千200円と6千600円は性格が違うわけでしょ。だから今、お決めになったその532万2千円の根拠。昼間は幾らで夜は幾らで、1日中勤務したら幾らでとか、その計算があるんじゃないんですか。

○議長（前田 芳作議員）

しばらく休憩します。午後1時に再開します。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（前田 芳作議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの松山議員に対する答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（米村 巖君）

警備員の委託につきましては、日額5千400円、これは日額です。宿直に対しては5千500円で、この今回の人勧のそれについては、職員に対する時間、（コク）です。

あと1点ありました。地域手当に加算の100分の95については一般職、100分の110については課長級ということでありまして。地域手当につきましては、その前ページで給料表の医療というのが消えています。医療給付の1に該当するということで、今回この中で消えていないというのがありますが、これは医療の2、3に今実際職員がいますので、その中で一応残しているということです。

○9番（松山 善太郎議員）

今総務課長、御自分でおっしゃったから言いますけど、その医療職手当のその第何条かの2号、3号にありますね。これ、そういう言われていたとすると、この方々は地域手当払っているんですか。地域手当がその条例には残っていますよね。条例にあるから払っていないとおかしいんですが、払っているんですか、看護師さんとか保健師さんとか、そこら辺。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

地域手当については、天城町の職員の給与に関する条例の8条の2に医療給与の表の1ということで1に該当すると、2、3には地域手当は該当しないということになっております。

○9番（松山 善太郎議員）

1は何ですか、その看護師さんもそこらへ入っていない、1に。違うん、入っていないん。

○総務課長（米村 巖君）

お答えします。

医療給与の1というのは、医師とか歯科医、医者に対するのが1です。あとは2、3につきましては、看護師、保健師という中での今の天城町の位置づけにしております。

○9番（松山 善太郎議員）

わかりました。

○議長（前田 芳作議員）

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

討論なしと認めます。

これから議案第75号、天城町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第76号 天城町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（前田 芳作議員）

日程第4、議案第76号、天城町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（大久 幸助君）

議案第76号、天城町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

内容につきましては、天城町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求めるものであります。

内容は、天城町中央公民館運営審議会委員報酬を削除し、天城町保健センター運営協議会委員報酬（日額3千円）を加えるものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（前田 芳作議員）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

討論なしと認めます。

議案第76号、天城町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第77号 天城町B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（前田 芳作議員）

日程第5、議案第77号、天城町B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（大久 幸助君）

議案第77号、天城町B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

内容につきましては、天城町B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、艇庫貸し出し用具やその他の料金について改定を行うものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（前田 芳作議員）

これから質疑を行います。

○9番（松山 善太郎議員）

確認だけしておきます。

バナナボート、10人というのがありますが、これは10人全部で乗ったら10分間で5千円という解釈でいいわけですか。

○社会教育課長（神田 昌宏君）

お答えします。

そのとおりでございます。

○議長（前田 芳作議員）

ほかに質疑ございませんか。

○9番（松山 善太郎議員）

これはどこかに準備の段階から終わるまでというのが書いてあったんですが、例えばこの10分には、乗る前からその周辺に行くときから数えて10分ですかね。ここら辺、少し緩和できていますか。

○社会教育課長（神田 昌宏君）

お答えします。

一応乗っている時間が10分ということでそういうような形でなっております。

○議長（前田 芳作議員）

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

討論なしと認めます。

これから議案第77号、天城町B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(前田 芳作議員)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

- △ 日程第6 議案第78号 平成30年度天城町一般会計歳入歳出予算補正(第6号)について
- △ 日程第7 議案第79号 平成30年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算補正(第2号)について
- △ 日程第8 議案第80号 平成30年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出予算補正(第2号)について
- △ 日程第9 議案第81号 平成30年度天城町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算補正(第5号)について

○議長(前田 芳作議員)

日程第6、議案第78号、平成30年度天城町一般会計歳入歳出予算補正(第6号)について、日程第7、議案第79号、平成30年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算補正(第2号)について、日程第8、議案第80号、平成30年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出予算補正(第2号)について、日程第9、議案第81号、平成30年度天城町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算補正(第5号)について、以上4件を一括議題といたします。

この4件の議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(大久 幸助君)

議案第78号、平成30年度天城町一般会計歳入歳出予算補正(第6号)について。

内容につきましては、歳入歳出予算をそれぞれ1億1千842万6千円追加し、予算総額を65億1千866万9千円に定めようとするものであります。

その主な項目について説明いたします。

歳入におきましては、地方交付税の普通交付税で、減額調整に伴う323万4千円の減額、使用料及び手数料におきましては、1万4千円の増額でございます。

国庫支出金におきましては、教育費国庫補助金の増など3千815万9千円の増

額、県支出金におきましては、農林水産業費県補助金の減など829万6千円の減額でございます。

財産収入におきましては20万6千円の増額、寄附金におきましては75万2千円の増額、繰入金におきましては財政調整基金繰入金など2千611万2千円の増額でございます。

諸収入におきましては、雑入の増など1千281万3千円の増額、町債におきましては、教育費債の増による5千190万円の増額でございます。

一方、歳出におきましては、該当する款で人件費の補正を行っております。

補正額と人件費以外の主な内容について説明します。

議会費におきましては、18万9千円の増額、総務費におきましては180万1千円の増額でございます。

民生費におきましては、社会福祉費の増など1千749万2千円の増額、衛生費におきましては保健衛生費の増など626万2千円の増額でございます。

農林水産業費におきましては、農業費の増など1千926万5千円の増額、商工費におきましては、観光費の増など136万3千円の増額でございます。

土木費におきましては、住宅費の増など403万円の増額でございます。

消防費におきましては29万2千円の増額、教育費におきましては冷房設備対応臨時特例交付金事業費の増など6千661万3千円の増額でございます。

災害復旧費におきましては、111万9千円の増額でございます。

御審議のほどよろしく願いをいたします。

次に、議案第79号、平成30年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第2号）について説明いたします。

内容につきましては、歳入歳出予算をそれぞれ1千119万3千円追加し、予算総額を11億755万円に定めようとするものであります。

その主な項目について説明いたします。

歳入につきましては、県支出金1千119万3千円の増となっております。

歳出におきましては、総務費10万6千円の増、保険給付費1千100万円の増、保健事業費8万7千円の増となっております。

御審議のほどよろしく願いをいたします。

次に、議案第80号、平成30年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第2号）について説明いたします。

内容につきましては、歳入歳出予算をそれぞれ1千399万8千円追加し、予算総額を9億3千352万6千円に定めようとするものであります。

その主な項目について説明いたします。

歳入におきましては、支払基金交付金 3 6 2 万 6 千円の増額、国庫支出金 4 0 0 万 8 千円の増額、県支出金 2 1 7 万 3 千円の増額、繰入金 3 6 2 万 3 千円の増額、諸収入 5 6 万 8 千円の増額となっております。

歳出におきましては、総務費 5 6 万 8 千円の増額、保険給付費 1 千 3 4 0 万円の増額、地域支援事業費 3 万円の増額となっております。

御審議のほどよろしく願いをいたします。

次に、議案第 8 1 号、平成 3 0 年度天城町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算補正（第 5 号）について説明いたします。

内容につきましては、歳入歳出予算をそれぞれ 3 1 7 万 8 千円追加し、予算総額を 2 億 9 千 8 8 9 万 8 千円に定めようとするものであります。

その主な項目につきまして説明をいたします。

歳入につきましては、繰入金 3 1 7 万 8 千円の増額となっております。

歳出につきましては、簡易水道事業 3 1 7 万 8 千円の増額でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（前田 芳作議員）

これから質疑を行います。各会計名とページを述べて質疑をお願いいたします。
これから質疑を行います。

○4番（島 和也議員）

一般会計の歳出の 2 1 ページ、賃金のほうで南部保育所と北部保育所、南部保育所が 2 9 5 万 8 千円、北部保育所が 4 2 4 万円不用となっております。

それとあと 1 件が、国民健康保険事業の歳出の 1 5 ページ、ここの増額はこの分だと思うんですけども、高額医療費 1 千 1 0 0 万円上がっている。これは当初で足りなかったということですけども、やっぱりそれだけ利用する人がふえたということなのか、その辺の質問お願いします。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

まず一般会計の保育所費のほうです。

減額となっている賃金につきましては、職員の年休処理分の今年度もあと 3 カ月ちょっとということで、今回の補正で計上させていただいております。

国保会計の高額療養費ですが、やはり毎年伸びてきております。まだ精査はしていないところなんですけど、以前は大きな手術、そういったのがかなり影響を与えていたんですけど、どうも疾病、病気の治療による伸びのほう若干ふえてきたように思われます。今後はしっかりと分析した中で取り組んでいきたいと考えておるとこ

ろです。

○議長（前田 芳作議員）

課長、さっきの一般会計のやつ、そのもう少し詳しく説明してくれる。嘱託賃金ってなっているので、職員の何とか言っているから、意味がよくわかりませんが、再度詳しく説明をしてください。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

失礼しました。御説明申し上げます。

嘱託保育士の2名分の減と、南部保育所ですね、北部保育所につきましては一般保育士、嘱託保育士の辞職がございまして、雇用期間ももう縮まってまいりましたのでそれに伴う減額となっているところです。

○議長（前田 芳作議員）

島議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

○5番（大吉 皓一郎議員）

12ページの歳入、県負担金、一般会計です。県補助金の12ページの一番下のほう、940万2千円、再生可能エネルギー等導入推進事業、この件と、歳出の28ページ、ここの委託金、これをちょっと詳しくお願いします。

それと同じく30ページ、30ページの土木費道路のところ、世界自然遺産登録推進地方創生、ここを組みかえてありますが、このところを少し詳しくお願いします。

○教委総務課長（基田 雅美君）

12ページの県支出金の教育費補助金について説明をいたします。

再生可能エネルギー導入ということで応募をしました。スポーツ施設と学校施設ということでしたんですけども、スポーツ施設に関しましては、今回外れてしまいまして、5基外れてしまいまして、学校施設は5基要望の中で4基ということで、残がこの940万2千円ということになっております。

これはですね、皆さん、平土野地区、御存じですよ。再生エネルギーで約2年前、観光課のほうが入れたと思うんですけども、LEDパネルで充電をしてそこで時間によって日光、日照時間により太陽が暗くなるとつくという電気です、LEDの。これに関しましては、一つの器具これ自体の値段がということで、その一つ一つのそういう器具とかじゃなくて、それ一つに対しての値段と、あとは設置の費用で4基分、今回いただいているということです。

○5番（大吉 皓一郎議員）

だからそれはどこにどういうふうにつけていくんですか。具体的にということで

す。どういうところにどういうふう。

○教委総務課長（基田 雅美君）

失礼しました。

まず、場所は北中学校1基、天城中学校1基、西阿木名小中学校1基、西阿木名幼稚園に1基です。この中学校にした理由は、やはり部活があるということと、やはりこの今回応募するときに、一応全部夜調べたところ、やはり一番暗かった中学校がありますし、また体育館等が災害の施設になっているということで入れさせていただきました。

○議長（前田 芳作議員）

28ページの農地整備課の委託料、説明をお願いします。

○農地整備課長（芝田 達士君）

お答えいたします。

これは、今年の台風により新たに点検業務をするようになりました。それで新たに3町で補正をお願いしようと思っていたんですが、ここにある光熱費、今現在11月末時点で600万ほど残っております。あと修繕料とかも残っております、月、光熱水費が100万を下回るということで、今ある予算でこの新たな保守点検業務ができそうであるので、補正額として増減はありません。全て委託料に計上してあるということです。

○5番（大吉 皓一郎議員）

関連です。

保守点検というと例えばどういうことをするのかとか、そこあたりをちょっと説明してください。

○農地整備課長（芝田 達士君）

お答えいたします。

徳之島ダム堤体設備保守点検業務、または洪水吐き設備保守点検業務、徳之島ダム水管理制御設備機器保守点検等があります。（「わかりやすくできんですか」と呼ぶ者多し）わかりやすくと言われれば、私にもちょっと、専門のこの点検業務も島外というか、もうほとんどが島外発注になります。

今、設計また見積もりをお願いしているところですので、その際に見ていただければわかるかと思えます。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

土木費世界自然遺産登録推進事業費の組みかえについて説明いたします。

賃金のマイナス100万円については、当初の人夫雇用より減ったということと、

それを需用費、修繕料に組みかえて燃料費と組みかえました。燃料費については、燃料費の高騰によるものであります。修繕料については、ミニコンボの修繕費、大型タイヤショベルのタイヤ交換費等々考えております。

もう一つ、負担金50万円というのに組みかえをしてございますが、商品開発補助金ということで50万円と、これは企画課で割り箸をモクマオウでつくるということでお話を聞いております。

○5番（大吉 皓一郎議員）

地方創生の中の一つですが、その割り箸50万、これ一番目立つような平土野地区にこの大きな外来種のモクマオウの大きいのがこう南西糖業側に立って、非常にこれ世界自然遺産に対しても目立つところにあるので非常に気になるところでですけど、こういうのを切ってできるとか、そういう方法でモクマオウ切って割り箸をつくるんですか。箸。割り箸とか箸とか、どっちですか。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

箸をつくる予定で、モクマオウは外来種であります。世界遺産登録に向けた形で、何かその商品開発ができないか、逆手にとってそのモクマオウを利活用して箸をつくりたいということで今観光連盟とタイアップしてこの事業を進めていきたいと考えております。

○5番（大吉 皓一郎議員）

先ほど話しました、食べる箸だそうですけど、一番目立ちますので、平土野の真ん中に川の向こう側に生えて大きい大木があって、外来種ということで非常にこう気になるところですが、そこあたりをその2本あたり何かできないかなという話も地域の皆さんからもありますので、ぜひ御検討いただけてください。非常にいい外来種をそういうふうに再生できるという話で非常にいいアイデアだと思いますので、ぜひ努力して実践してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（前田 芳作議員）

ほかに。

○8番（上岡 義茂議員）

16ページ、歳出の総務費の節委託料、弁護士委託料20万と18ページのアマミノクロウサギの里整備事業の備品購入から工事請負費に組みかえになっていますが、その説明をお願いします。

○総務課長（米村 巖君）

お答えいたします。

これについては、1件ほど訴訟を受けているのが町に対してあります。それに対しての訴訟の際の手数料というのがかかるということで、今回補正で上げさせていただきました。内容については、この場でちょっと申し上げられませんが、いけば訴訟を町のほうに受けたということで、それに対しての弁護の手数料ということで。

建物に対しての分の訴訟であります。その辺は3者が絡んでいるものですから、その辺の中での対処をしたいと、町としては、ということで、今回こういう形で手数料に上げさせていただきました。この依頼先は、顧問弁護士の吉田弁護士のほうにお願いをいたします。まとめ次第、また報告ができると思います。

○企画課長（前田 好之君）

アミノクロウサギの里整備事業のうちの備品購入費の100万の減額につきましては、設置後の保守に関しまして、工事請負費に移したほうが今後の保守がやりやすいのではないかとということで備品購入費から工事請負費に移しかえました。

済みません。備品購入費で設置しますと、今後のメンテナンス等々を考えますと、工事請負費で発注したほうが今後の保守がスムーズにいくのではないかとということで工事請負費に移しかえました。

○8番（上岡 義茂議員）

この工事請負費で備品を購入するということですね。購入したほうが……。

○企画課長（前田 好之君）

いや、購入と設置がございますので、備品ではちょっとまずいのかなという考え方もありまして、工事費が発生しますので工事費にかえましたということです。

○9番（松山 善太郎議員）

この最後の下のほうです。賦課徴収費、町税の還付金というのがありますが、これについて税目、どういったいきさつでこういうのが出てくるのか。

あと一つ、次の次のページです。21ページ、一番上の保育所運営費の国庫負担金、県負担金の返納と思います。まずこの保育所運営の国庫負担金、県負担金というのがどういうものなのか、どうしてこういった返納が出たのか。

とりあえずこの2点をお願いします。

○税務課長（岸 恭聖君）

お答えいたします。

この還付金の件ですが、これ、町・県民税の過年度の修正申告に伴う還付が発生しておりまして、これに基づく還付金ということで御理解をお願いします。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

保育所の運営に当たりましては、補助をいただいております、前年度分を当年

度清算いたします。それに伴う返還になっております。

○9番（松山 善太郎議員）

私が、勘違いしていました。その保育所を運営しているのに国庫補助金、県補助金というのをちゃんと書類をつくって申請してもらっているの。確認のため。

○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

地域型保育給付費というのがございまして、国が2分の1、県が4分の1の補助があります。

具体的には、広域保育、そこに絡む分の返還になっているところです。

○議長（前田 芳作議員）

ほかに質疑ございませんか。

○1番（昇 健児議員）

歳出17ページのホームページ新規開設委託の当初で300万見られているようですがその説明と、歳出34ページの冷房施設の台数ですとかその説明と、あと同じく34ページ、小学校費の修繕料、あと中学校費の修繕料の説明をお願いします。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

そのホームページの更新に係る部分で補正を上げてございます。これは、この開設に当たりプロジェクトチームを4回開催しております。その中で委員の方々から、各小中学校にもサイトを構築していただけないかという御意見が多々ございました。そのために、小学校6校、中学校3校に各学校のホームページのサイトを構築する費用として補正計上してございます。

そして、メリットといたしましては、学校の行事等、また父兄の皆さんにお知らせ事がございましたら、そのホームページの中に掲載し、携帯で保護者の皆さんが確認できるとそういったメリットがあるということで、ぜひお願いしたいということで補正を計上してございます。

○教委総務課長（基田 雅美君）

まず冷房施設に関して御説明します。

全部で普通クラス34カ所、まず岡前小学校6カ所、岡前小学校与名間分校2カ所、天城小学校6カ所、兼久小学校6カ所、西阿木名小学校3カ所、西阿木名小学校三京分校1カ所、北中学校3カ所、天城中学校3カ所、西阿木名中学校3カ所、西阿木名幼稚園1カ所、計34カ所でございます。

続きまして、小学校の修繕料です。

今回の、台風とは別で計上しているものでございます。あと大きなもので与名間

分校の手洗い場が以前から屋根がなくなっていたものですから、その要望がありましたので計上しております。

あと西阿木名小学校の体育館の照明、舞台関係の照明関係等々が上がっております。

あと中学校が、大吉議員からも質問がありましたが、トイレの分を今回上げております。

あと天城中学校の体育館のトイレ等の補修費とあと西阿木名の小中学校の駐輪場の屋根がもうなくなっていて、もう何年も前から要望があったらしくて、やはり自転車で通っているということで、今回計上させていただきました。

以上です。

○1番（昇 健児議員）

そのホームページの件なんですけれど、新しくその変わるのはいつごろになるわけですか。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

運用開始は4月1日をめどとしております。

○9番（松山 善太郎議員）

農政課、糖業振興費に、探しながら行きますね、糖業振興費に重機借り上げとかあったと思うんですが、まずそれが何なのか。とりあえずそこをまず説明してみてください。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

平成12、3年ごろ、前野地区、県道から海岸のほうなんですけど、ある土地を借り上げてまして、そこに池を設置しております。前野地区周辺の給水施設ということで利用してきていたところです。今、スプリンクラー事業等がこう設置されてきてまして、地主のほうからもその土地を現状復旧で返してくれという要請を1年ほど前から受けておりました。それにつきまして、今回、今年度中にはどうにかその池をまた埋めかえしてまた本人に返却したいということで、今回予算を計上させていただいております。

○9番（松山 善太郎議員）

同じく農政課ですが、上のほう、一番そのページの上、経営体育成支援事業補助500万、これと一番下、有害鳥獣被害防止対策協議会に26万、新たにまた補助が組まれていますけど、駆除の状況とかその理由、協議会はどんなことをしているからこんなにお金がかかるのか、この2点をお願いします。

○農政課長（福 健吉郎君）

まず24ページが一番上の経営体育成支援事業補助でございますが、一般質問でもございました、台風24号関係の被害農業者向けの経営体育成支援事業補助ということでございます。この事業は、国が10分の3は出すんですが、それに伴って市町村の負担も必須と、その市町村の負担もしくは農業者の融資を受けることが必須となっております。今のところ、10分の1補助か10分の2補助かはまだ確定はしておりませんが、今の段階で歳入予算のほうに300万、国庫負担分、それと歳出のほうに500万ということで計上させていただいております。これから先の事業計画の中での提出でございますので、今後額が確定してくれば、また3月補正のほうで追加があれば追加し、この予算内であれば予算内で執行していきたいと考えております。

それと25ページが一番下のほうでございますが、有害鳥獣被害防止対策協議会への26万でございます。これにつきましては、山猪工房に関する経費でございます。今、受け入れの頭数についてはかなり受け入れておりますが、まだこう販売の面でまだ順調に走っておりません。そういう中でまたその経費、施設経費のほうも光熱水費で今回の補正額に対しては23万2千円、あと向こうにまたインターネットも引いております。この分が4カ月分で2万7千円ということで、今回26万円計上させていただいております。

○9番（松山 善太郎議員）

山猪工房ですか、これは初めから言っているときに、その運営協議会とか通じないで役場でやったらどうですかということをお初めから言ってるがね。当初が165万だからこれで290万でしょう。来年度になったらまた300万になるかもわかりませんがね。協議会におろして協議会でお金使うんじゃないかと、できれば役場で直営すればいいがね、職員一人雇って。それも検討してほしいと思います。

その経営体の支援事業というのは、あくまでも見込みという解釈でいいんですか。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えします。

つい先般、県のほうに要望調書を上げております。1月の中旬にしっかりとした計画書を提出ということでありますので、見込みということで計上させていただいております。

○議長（前田 芳作議員）

ほかに質疑ございませんか。

○13番（平山 栄助議員）

先ほどの34ページの冷房機器のこの学校はわかったんですが、指名はどうされ

るのか、差し支えなければ、例えば電気屋さんですのか、これだけの金額なつてきますと何業者ぐらい指名されるのかその説明と、あとその下の35ページに結シアターの補助金81万円とのこの説明、一応その2つ先に。

○教委総務課長（基田 雅美君）

お答えします。

つい先週、内示がありまして、まだそこまではしていない段階で、やはりクーラーですので、今回この見積もりをとる中でもやはり電気業者だと思っております。そしてあと401万ほどで設計のほうも組ませていただいておりますので、設計をしてその後に電気業者になるかとは……、今業者さん、4業者ありますよね。

○社会教育課長（神田 昌宏君）

お答えします。

この結シアターの補助については、先般9月の議会の中でも育成補助をしていくという話もありまして、これは奄美公演の旅費という形で補助ですけど、まず生徒が42名、指導者が10名、52名。そのうちに金額が1万9千460円ということで、101万1千920円があれですけど、そのうちの80%補助ということで80万9千536円という形で補助をする計画をしております。

○13番（平山 栄助議員）

非常にこの間行われました全郡の農業祭、町の農業祭、非常にこの結シアターを見ていまして感動もしますし、感激もします。もう子供たちは、やればやるだけ本当にプロ級に育ってきていると思っておりますので、やっぱりいいことですので、どしどし。やっぱり沖縄公演も何かあったような気もするんですが、非常にいいことだと思いますので、やっぱりもうちょっと加えてもいいんじゃないかなという気もしておりますので、ぜひ激励していただきますようお願いしておきます。

それと、36ページの一番下に工事請負費103万2千円。これはどういう意味ですか。この間、もう入札されていると思うんですが、ちょっとこの説明。

○社会教育課長（神田 昌宏君）

お答えします。

ちょっとだけ説明というか流れを。

まず、1月の18日にスポーツ振興くじ助成金の申請を出しまして、4月の20日に内示がありました。6月の29日に決定通知がありました。それで、9月の27日に入札を1工区、2工区に分けてやりました。

当初は、平成30年度当初の予定では、1工区のみで5千465万2千円という形で計上してございましたが、これをそのままあれすると事業がおくれるということで、1工区、2工区に分けたほうがいいんじゃないかということでちょっと協議

した結果、一応、1工区、2工区に分けました。

それで、一応、その理由としましては、当初、夏場にできないかということで考えてたんですけど、夏場にやると、やっぱり生育状況、いろんなもので水の管理、そういうところで物すごい難しいんじゃないかという、専門業者のほうから、そういう11月ごろがちょうどいいんじゃないかという話もございまして、一応、9月のほうで入札はしました。

それで、なぜ1工区、2工区に分けたかということ、芝生の管理状況がうまくいくのもありますが、また問題としてはスポーツ合宿が入ってきています。まあ、10月23日から実際入っています。工事期間中も、ちょっと業者をお願いしてコースを2コースぐらい開けて、ちょっと業者に迷惑もかけてございます。そういう中で、一応、早めに終わってスポーツ合宿の団体にも迷惑かけないような形をとりたいというのもございまして、2工区に分けてやりました。

一応、その中で2工区に分けたんですけど、ちょっと予算が足りないということで、とりあえず152万2千円足りなかったんですけど、そのうちの49万円の予算残がありました。その足りない分、103万2千円を計上して2工区に変更するような形になりました。一応、この予算については、起債を適用できるということで総務課のほうから起債額を得たということで、来年3月、また補正で取り入れてくれるということになっております。一応、一般財源としては1万3千円計上している予算になってございます。

以上です。

○9番（松山 善太郎議員）

この入札は終わっているわけですか。（「はい」と呼ぶ者多し）

いや、幾ら。5千588万6千円で終わっているの。要するに、当初、5千465万2千円でしょう。入札金額は幾らなの。

○社会教育課長（神田 昌宏君）

1工区が2千770万2千円、2工区が2千646万円ということで、ちょっと2工区のほう足りないということになってございます。

○9番（松山 善太郎議員）

私が勘違いしているのかね。普通、入札等というのは、100万円のお金があれば、予定価格のというのがあって98万円ぐらいで予定価格を設定して、その中で入札するのが普通じゃないんですか。じゃあ、これ、ほかの予定価格よりもオーバーしたので入札にしたということですか。予算はなかったわけでしょう、今の時点までは。もう一回、2千7百幾ら。

○社会教育課長（神田 昌宏君）

最初、1工区5千462万2千円でやる予定でしたけど、さっき説明したとおり、1工区、2工区に分けて早めに対応しないといけないということで分けた結果、ちょっと予算が足りなくなって変更にかけるという形になってございます。

○9番（松山 善太郎議員）

2千7百幾らですか。

○社会教育課長（神田 昌宏君）

2千770万2千円が1工区で、2工区の2千646万円が足りないということですね。152万2千円足りないということで。

○9番（松山 善太郎議員）

建設課長、お願いします。こういう、お金が足りなくて入札はした、終わった、足りない分を後で追加するというのはいくらなんですか。おかしいんじゃないの、違う。

○議長（前田 芳作議員）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 1時56分

○議長（前田 芳作議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。社会教育課長。

○社会教育課長（神田 昌宏君）

済いません、実際、変更契約することで御理解いただければと思っております。済いません。

○議長（前田 芳作議員）

答弁はしっかりと、議事録に残りますのでしっかりとお願いしたいと思います。ほかに質疑ございませんか。

○9番（松山 善太郎議員）

さっきの大吉議員が聞いたのも、余り納得は、どうもいまいち納得はいかないんですが、どっかにこの前のリース料があったと思うんですが。公用車のリース料、多面的機能支払交付金推進11万2千円減額になっています。幾らでどういった契約内容なのか、この公用車のリース。

その下の徳之島用水基金というのがありますが、これはもうついでです。これでいいのか。徳之島用水基金、これについて。この2件。

○農地整備課長（芝田 達士君）

お答えいたします。

金額にして、月2万9千円だったと思います。

4月に、業者3社ぐらいに見積もり等をいただいて入札するわけですが、それから車が実際に来るのが2カ月、3カ月おくれて来たというのが今の状況で、リース代を落としております。（「契約内容は」と呼ぶ者多し）

契約内容は、今、手持ちにはないんですが、5年間で車検代込み。保険料も年齢問わずの保険料込みの5年後は町名義となるような契約になっております。（「新車なのかどうか」と呼ぶ者多し）

新車です。

次の積立金ですが、これは償還金の上のほうにありますけど、ダム償還金の残93万3千円ですが、今まで28年度までは工事が確定しております。29年度で完了ということで、29年度に関しては概算で償還金を計上しております。今回、29年度が確定したものですから、償還金の93万3千円の減となっております。その分を積立金にのせてある状態です。

○9番（松山 善太郎議員）

ちょっと待って、どこ。地籍調査のすぐ隣よ、徳之島用水基金というところ。公用車リース欄、ごめんね。公用車リース欄のすぐ下に徳之島用水基金というのがある、これ。

○農地整備課長（芝田 達士君）

そのページの上の23の償還金、その残を積立金に入れてあるということです。償還金が実際言いますと、概算で3億6千881万6千円の予定でしたんですけど、29年度の工事費が確定したために3億6千788万5千円となったものですから、その差額分が上の残金で、その残金を積立金としてまた33年度に償還金として支払うわけですが、そこに実際は消してもよかったんですけど、積立金に残してある状態です。

○9番（松山 善太郎議員）

私が見たのはそうじゃなくて、この項目は、この徳之島用水基金費というのは、このところの積立金というのは、これは当初予算ではこの14万1千円、基金が6億から7億ありますよね。その基金運用益、要するに利子を積み立てているのが14万1千円なんです。そこにこれを入れるのはちょっとおかしいんじゃない。これはあくまでも運用ありきの積立金になっていますよ、基金じゃなくて。当初予算を見る限りでは。もう一回言いますよ。この14万1千円は、7億か幾らかありますよね。あれの利息を積み立てているほうがこれだから、今言ったように、工事のお金が余ったっていうのは別の7億のところ置くのが普通じゃない。ここはあくまでも利息を置くところだと思っていますけど、予算書を見た限りでは。

だから、そこは、私が言いたかったのは、もうこれは言っても言わなくてもよかったです、ちょうど隣ですので、徳之島用水基金運用益積立金という表現が、ここにあるのであれば普通じゃないかなということでは言っているわけですが。今、工事のお金が余ったから、もともとの7億に積むのであればここじゃないはずですが、場所は。違いますかね。

○農地整備課長（芝田 達士君）

確かに、当初で徳之島用水基金運用定期預金利子として上げてあります。財政のほうともお話しして、こういうふうにしたほうが良いということで載せてあるんですけど。

○9番（松山 善太郎議員）

預金利子でいいのかな、オーケーね、これで。利子でなくてもいいわけ。わかったような気はするけど。

○農地整備課長（芝田 達士君）

天城町徳之島用水基金条例というのがありまして、5条の中に、「基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする」ということでここに入れてあるという。

○9番（松山 善太郎議員）

じゃあ、当初にその14万1千円っていうのがあって、それにプラスしているものだから利息じゃないんじゃないかなと思っただけです。

○議長（前田 芳作議員）

ほかに質疑ございませんか。

○7番（秋田 浩平議員）

28ページの農林水産業費の林務費の樹幹注入分、これどこでっていうのと、あと29ページ観光費の中の備品購入で仮設トイレの件、それと31ページの木造住宅建設費が補正で200万円組まれています、この3件の説明をお願いしたいと思います。

○農政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

まず、樹幹注入事業でございます。

当初、60本予定しておりましたが、また追加で合計121本ということで配分を受けたところでございます。そのための増額でございます。実施場所については、以前からやっておりますバンガローですとか、クロスカントリー、また公共施設、学校等の松、あと上名道にも大きい松がございますので。その薬剤の薬効は大体4年ということですので、そういったところの経過年数を見ながら樹幹注入

していくということでございます。

○商工水産観光課長（祈 清次郎君）

観光費の備品購入の仮設トイレでございます。

購入数は5基、洋式タイプであります。理由といたしましては、来年度5月の連休に全国闘牛サミットが本町で開催がございます。松原闘牛場を予定いたしておりますが、御存じのようにトイレ施設等、通常の大会でもリース対応をいたしております。そのほかに国体やトライアスロン大会、あまぎ祭など、本町においてはイベントが多くございますが、その都度、建設有志会からのリースで賄っている状態です。

今後、町の備品として管理をしながら、こういったイベントに対応していきたいということで、今回、5基計上させていただきました。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

公営住宅建設事業費、これは皆さんよく言われます高齢者住宅、1棟2戸の建築事業費でございます。我々、当初予算として平成21年度の実績がありましたので、この実績をもとに当初予算を計算いたしました。消費税の3%上昇とか、そこら辺を勘案して1割増しということで計算して当初事業費を上げましたけども、設計が上がってきまして、当初2千万円のところが設計で上がってきたのが2千198万円ということで発注になりませんでした。この補正が通れば発注していけるものと考えております。

○議長（前田 芳作議員）

ほかにございませんか。

○9番（松山 善太郎議員）

教育委員会地域おこし協力隊、公用車を借りていると思うんですが、その契約内容。さっきと一緒にです。

○教委総務課長（基田 雅美君）

9月議会で補正をしたんですが、先ほどの農地整備課と一緒に、2カ月ほどおくれて来た。その残額を今回、落としております。大体、4万少しぐらいの値段で、もちろん5年間であと、リース終わったら町に移管するという事になっております。

○議長（前田 芳作議員）

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

これで質疑を終わります。

これから議案第78号、平成30年度天城町一般会計歳入歳出予算補正（第6号）について討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

討論なしと認めます。

これから議案第78号、平成30年度天城町一般会計歳入歳出予算補正（第6号）について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号、平成30年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第2号）について討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

討論なしと認めます。これから議案第79号、平成30年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第2号）について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号、平成30年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第2号）について討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

討論なしと認めます。これから議案第80号、平成30年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第2号）について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（前田 芳作議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号、平成30年度天城町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算補正（第5号）について討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者多し)

○議長(前田 芳作議員)

討論なしと認めます。これから議案第81号、平成30年度天城町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算補正(第5号)について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(前田 芳作議員)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について

○議長(前田 芳作議員)

日程第10、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査についてを議題とします。議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(前田 芳作議員)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

なお、陳情第6号、バス通学生への通学費の助成について、及び陳情第7号、「小規模企業振興に関する条例」制定及び商工会に対する平成31年度補助金要望等については、総務文教委員会の審議の結果、総務文教委員長より継続調査との報告がありました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本定例会に付された事件は、全て終了しました。

これで会議を閉じます。

平成30年度第4回天城町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 2時10分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

天城町議会議長 前田 芳作議員

天城町議会議員 平山 栄助議員

天城町議会議員 昇 健児議員